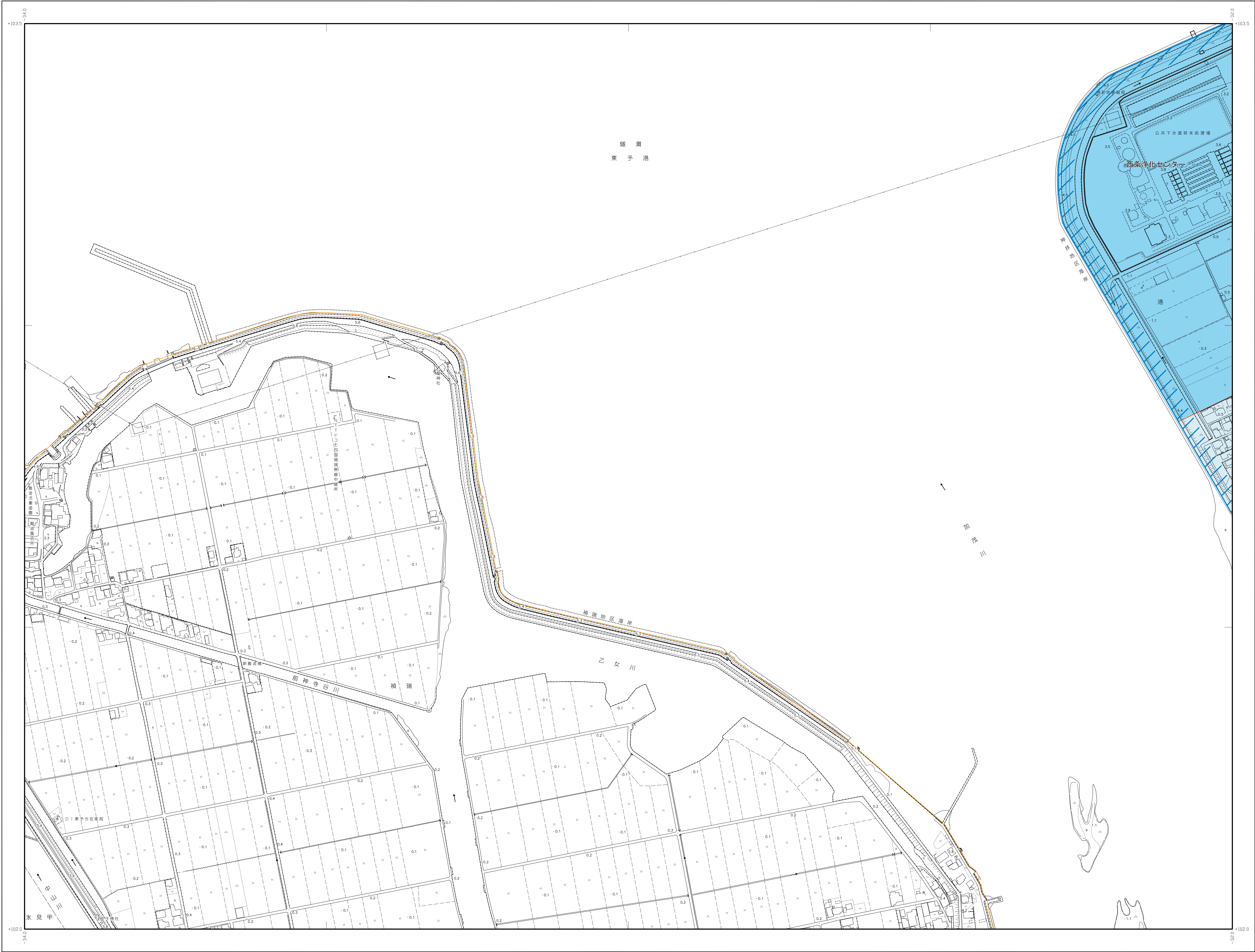
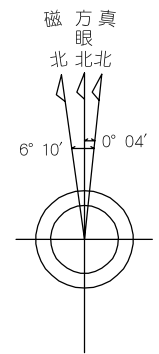




21	22	23
32	33	34
44	45	46

行政区画



上図は磁北を方眼北、真北、磁北
相違の角度を求め、磁北の角度
とは必ずしも一致しない。

凡 例		
用途地域	工業地域	(200/60)
	工業専用地域	(200/60)
特定用途制限地域	田園居住地区	(200/60)
ただし、次の区域を除く。 (1) 農用地区域 (2) 保安林 (3) 農地法第5条2項第1号ロに掲げる農地 又は採草放牧地の区域		
道路	形 態 規 制	
普通車 90km/h 以上 の 速 度 で 走 行 す る 道 路	建築基準法22条区域	
	下水処理場・ポンプ場・クリーンセンター	

座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の
規定による第IV座標系
投影は横メルカトル図法
図影に示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系による。